## 4 漁業経営維持安定資金

融資対象事業	次に掲げる各債務の整理資金 1 返済期日到来後未返済となっている債務 2 返済期日未到来の債務のうち、期間延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化していると認められる債務 3 賃金、退職金の未払債務 4 金融機関以外の者からの借入金 5 漁業に関する保証債務又は連帯債務であって、債務者の倒産等により履行を必要とされているもの 6 その他知事が漁業経営の再建を図るために特に必要であると認めた債務  (1) 個々の債務を判定する代わりに「固定資産ー(自己資本+固定負債)」の額に相当する債務を整理対象債務とすることができる。この場合、5の債務については別額扱いとし、個別に判定する。 (2) 制度資金については、1以外は対象としない。 (3) 対象債務は、原則として漁業に関する債務を併せて整理しなければ再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理の対象とすることができる。
借受資格者	次に掲げる中小漁業者で、再建計画につき知事の認定を受けたもの  1 漁家経営(使用漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖漁業、 小型定置網漁業を主として営む個人)にあっては、上記債務を有し本制度 によりその整理が必要と認められるもの  2 企業経営(漁家経営以外のもの)にあっては、次の要件のいずれかに該当 するもの (1)直近3ヶ年(漁業経営の急激な悪化に伴い、債務を緊急に整理することが 特に必要と認められるものにあっては2ヶ年)の漁業収支が通算して損失と なっているもの (2)直近の事業年度の末日(再建計画を作成するため特定の日に仮決算したと きはその日)現在において 固定資産ー(自己資本+固定負債)  □ □ ○ 0.1のもの 固定資産
貸付利率	2.00% (令和7年8月19日現在) (金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。)
	原則として10年以内(特認15年以内、3年以内の据置期間を含む。)
貸付限度額	1 漁船漁業を主として営むもの (1) 使用漁船の合計総トン数 30トン未満 4,000万円 (2) パ 30~50トン未満 7,000万円 (3) パ 50~100トン未満 12,000万円 (4) パ 100~200トン未満 15,000万円 (5) パ 200~500トン未満 24,000万円 (6) パ 500トン以上 40,000万円 2 養殖業を主として営むもの 4,000万円 3 定置漁業を主として営むもの 8,000万円 (1) 大型定置漁業を主として営むもの 8,000万円 (2) 小型定置漁業を主として営むもの 4,000万円
その他	1 償還方法 元本均等償還 2 取扱金融機関 信漁連、漁協、農林中央金庫、銀行、信用金庫

相談窓口:愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

